

船舶事故調査報告書

平成24年6月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年5月1日 09時10分ごろ
発生場所	石川県七尾市七尾港 七尾港府中防波堤東灯台から真方位042° 1,400m付近 (概位 北緯37° 03.5′ 東経136° 59.0′)
事故調査の経過	平成23年5月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 あかし丸、499トン 135502、野間海運株式会社（所有者）、鶴丸海運株式会社（運航者） 75.67m×12.00m×7.00m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成8年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成16年8月20日 免状交付年月日 平成21年8月27日 免状有効期間満了日 平成26年8月19日
死傷者等	なし
損傷	船底部に擦過傷
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、スクラップ約1,222t を積載し、船長が、平成23年5月1日07時00分ごろ単独の船橋当直に就き、荒天避泊するために石川県能登半島北東部にある飯田湾に向かっていたところ、南寄りの風が予想されたので、急きょ避泊地を変更して七尾港第2区の錨地に向かった。 船長は、海図W121（七尾湾）及びプレジャーボート・小型船用港湾案内（H-805W）で七尾港の状況を確認し、手動操舵に就き、七尾南湾の湾口を通過して七尾港内に入ったところ、右舷前方の予定錨地には既に3隻が錨泊しており、左舷前方の七尾港第1区の第1ふ頭及び第2ふ頭には、着岸中の船舶がいなかったことから、予定を変更して第1ふ頭に向かうことにした。 船長は、七尾港への入港経験がなかったので、同港への入港経験が豊富な知人に電話をかけて港内の状況を確認したところ、第2ふ頭の沖には、底質が泥の浅所が存在していることを知ったが、本船の喫水であれば、航行できると思った。 船長は、七尾港第15号灯浮標を左舷に、雌島灯台を右舷に見て通過し

	<p>たのち、七尾港第18号灯浮標を右舷に見て通過し、七尾港第20号灯浮標を左舷船首方に見て約7.0ノットの対地速力で南西進した。</p> <p>船長は、前路に松出シと称する浅所（海図上の水深3.7m）が存在していることに気付かずに航行中、本船が09時10分ごろ同浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、損傷や浸水の有無を確認したのち、バラスト水を排出したところ、自力離礁することができたので、七尾港の岸壁に着岸した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約6cm（七尾）</p> <p>日本海中部能登沖に海上強風警報、七尾市地域に強風注意報が発表されていた。</p>	
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約2.9m、船尾約4.2mであった。</p> <p>海図W121には、七尾港第18号灯浮標以南の水深が記載されていなかったが、プレジャーボート・小型船用港湾案内（H-805W）には、本事故発生場所付近の水深及び松出シなどの浅所が記載されていた。</p> <p>第1ふ頭に向かう船舶は、通常、雌島灯台の西方を南進している。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、七尾港第1区を第1ふ頭に向けて南西進中、船長が、第2ふ頭の沖に浅所があることは知っていたものの、底質が泥なので本船の喫水であれば航行できると思込み、備付けの水路図誌で浅所の位置及び入港針路法を適切に調査していなかったことから、松出シの浅所に向かって航行していることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、七尾港第1区を第1ふ頭に向けて南西進中、船長が、第2ふ頭の沖に浅所があることは知っていたものの、本船の喫水であれば航行できると思込み、備付けの水路図誌で浅所の位置及び入港針路法を適切に調査していなかったため、松出シの浅所に向かって航行していることに気付かず、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入港経験がない港に入港する場合は、事前に備付けの水路図誌などで浅所の位置及び入港針路法を調査し、慎重な操船を行うこと。 	